

各施設・事業所代表者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

令和 2 年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策のための簡易陰圧装置や換気設備の設置関係）に係る事前協議受付について

日頃より、障害者福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、みだしの件について、国の令和 2 年度第 3 次補正予算が令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定されました。本市においては、「名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業」として、障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るための簡易陰圧装置や換気設備の設置等（以下「陰圧装置設置等」という。）にかかる経費補助を実施したところですが、今回の国の補正予算に伴い、あらためて国庫補助金を活用した障害者支援施設等への陰圧装置設置等にかかる補助を下記のとおり予定しているところです。

つきましては、本整備補助を希望される事業者の方は、提出期限までに事前協議資料を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、事務手続き上、既に名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金において陰圧装置設置等を行っていただいている施設・事業所にも送付しておりますのでご承知おきください。

記

1 補助対象事業

（1）簡易陰圧装置の設置

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大のリスクを低減するため、居室への陰圧装置の設置に必要な費用について補助するもの

（2）換気設備の設置

感染リスクを低減するため、居室ごとに窓がない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助するもの

※（1）、（2）ともに設置にかかる工事を伴わない簡易的なものは対象外とする。

2 補助対象施設及び補助率等

1 区分	2 補助対象施設	3 補助率	4 補助対象経費
ア簡易陰圧装置の設置 イ換気設備の設置	・障害者支援施設 ・短期入所（※１） ・共同生活援助	$\frac{3}{4}$ （※２）	ア 簡易陰圧装置の設置に必要な経費（購入及び設置にかかる工事費） ※設置のためのダクト工事等含む イ 換気設備の設置に必要な経費（購入及び設置にかかる工事費） ※障害者支援施設については <u>100万円以上</u> 、その他の施設については <u>30万円以上</u> の整備費が対象

（※１） 空床利用型の短期入所は対象外

（※２） 名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金から補助率に変更されておりますので、ご注意ください。

3 補助を希望する場合

（１）提出書類：協議書類一式

（２）提出期限：**令和３年１月８日（金）１６時必着**

厚生労働省への協議書提出期限が大変短くなっておりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

（３）提出方法：郵送又は障害者支援課（名古屋市役所本庁舎１階）へ持参

（なお、「データのある書類」については、すべて電子メールでも送信してください。）

4 その他

- ・ **本件補助金の執行については、本市の令和２年度補正予算の成立及び本市から国に対し国庫協議を行いその内示が得られることが要件となります。**
- ・ 協議期限後に提出のものは、協議対象としません。また、見積書（２者以上）の添付がないものや、協議内容に不備があるものについても協議対象としませんので、ご了承ください。
- ・ 協議対象とする陰圧装置等の設置については、令和２年度補正予算による補助となりますが、翌年度への繰越を前提としたものであることから、**施工業者との契約締結及び整備の開始は令和３年４月１日以降に行っていただくことが必要となります。**
- ・ 今回の事前協議においては、現時点で想定される整備内容で準備を進めてまいりますが、**今後、国から整備補助内容の詳細が示された際に修正点等ありましたら、改めてご連絡させていただきます。**
- ・ 在宅障害者（児）の介護者に新型コロナウイルス等の感染が確認された場合に、在宅障害者（児）の緊急受入をご相談させていただく場合があります。

【提出先及びお問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

名古屋市健康福祉局障害者支援課施設事業係 担当：立松、鬼頭

電話：052-972-2560 F A X：052-972-4149

電子メールアドレス：a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp